

芦教委報告第5号

財産（GIGA第2期 学習者用及び指導者用端末）を取得することについて

標記の件について、別紙の通り報告します。

令和7年8月7日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

第 号議案

財産の取得について

次の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

- 1 名 称 G I G A第2期 学習者用及び指導者用端末
- 2 財産の種類 物品
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 金 338,320,290円
- 5 契約の相手方 兵庫県尼崎市下坂部三丁目4番30号
日本電通株式会社 神戸支店
支店長 辻田 康秀

G I G A第2期 学習者用及び指導者用端末の購入にかかる随意契約業者の
選定経過について

1 契約の方法について

公立学校情報機器整備事業に係る1人1台の学習用タブレット端末の調達については、「G I G Aスクール構想の実現 学習用コンピュータの調達等ガイドライン」（令和6年文部科学省）において、原則として都道府県の共同調達によることとされている。そのため、「兵庫県教育の情報化推進協議会」が実施した公募型プロポーザル方式による共同調達において選定された者と市との間で随意契約を締結する。

2 募集について

- (1) 周 知 方 法 兵庫県教育委員会ホームページにて公表
- (2) 募集要項配布期間 令和6年11月29日から令和6年12月19日まで
- (3) 申請受付期間 令和6年11月29日から令和6年12月19日まで
- (4) 提案書提出期間 令和6年11月29日から令和7年1月14日まで
- (5) 応 募 者 日本電通株式会社 神戸支店

3 選定について

- (1) 令和7年度兵庫県公立学校学習者用コンピューター一式調達業務（iPad）公募型プロポーザル審査会の設置

兵庫県教育委員会及び兵庫県内各市町教育委員会の担当課職員が構成する「兵庫県教育の情報化推進協議会」のうち、希望する職員で構成する。

- (2) 審査会の開催

- 第1回（令和6年5月31日） 調達する端末の仕様についての意見交換
- 第2回（令和6年9月11日） 仕様書及びプロポーザル募集要項についての協議
- 第3回（令和7年1月23日） 書類審査及び面接審査並びに相手方の選定

4 選定方法について

審査会において、下記の評価項目により、応募者による企画提案書等の応募図書

及びプレゼンテーションの内容により評価した技術点と、見積価格より算出した価格点、各市町にとって有益な追加提案を含む場合は加点を行い、最も得点の高いものを候補者とした。

【評価項目（200点満点）】

1 基本的事項・考え方（技術点）		
1－1	納入実績	類似業務の導入実績及び技術力があるか
1－2	スケジュールについて	計画的な納入スケジュールとなっているか
1－3	柔軟性	納入前の要望に柔軟に対応できるか
1－4	プレゼンテーションの評価	信頼できる説明及び質疑対応であったか
		資料や説明は適切か（見やすく整っているか）
2 提示品の内容（技術点）		
2－1	機能	仕様書を踏まえた構成、機能となっているか
2－2	利便性	キーボードは、使いやすさ、重量や保証サービスなど兼ね備えたものになっているか
		ソフトウェアのインストールやバージョンアップ等、利用者環境の変化に対する対策は適切か
2－3	堅牢性	堅牢に対する工夫やM I L規格※を満たしているか
		落下や水没などの傷害をできるだけ緩和できる構造であるか
		※ M I L規格とは、アメリカ国防総省が調達する品に対して、過酷な環境で問題なく利用できるように定められている品質基準
2－4	追加提案	仕様書以上に学校や市町組合にとって有益な提案があるか
		端末等に付随するアプリやサービスが充実しているか
3 構築・搬入設置（技術点）		
3－1	構築の方法	教育委員会・学校に負担がないよう、キッティング作業が円滑に行われる作業内容となっているか
		事前の打合せや要望に対して柔軟かつ誠実に対応

		できるか
3－2	トラブルの対応	搬入時や納入後の日常的な問合せや軽微な改善要求、障害（初期不良や運用時等）について対応可能な体制があるか
3－3	その他の作業支援	MDM設定など支援など柔軟に対応できる体制であるか
		年次更新に対する補助支援が適切に行えるか
3－4	柔軟性	既設のネットワーク接続に対して、「打合せ以外の内容であり対象外」という対応ではなく、できる限り誠実に対応頂ける体制であるか
3－5	搬入の体制	設置・搬入は、学校や教育委員会にとって負担にないものであるか
		導入規模に対しての適切な人員や、協力会社との連携が図れるか
4 経済性（価格点）		
4－1	基本調達品	基本調達品の価格は適切か（5. 5万円の範囲内か）
5 スペック要件に係る加点項目		
5－1	U S I 規格もしくはパームリジェクション機能	スペック要件以上の提案か

5 審査結果（200点満点）

日本電通株式会社 神戸支店 157.9点

評価項目	配点	日本電通株式会社
1 基本的事項・考え方（技術点）	25点	21.8点
2 提示品の内容（技術点）	75点	59.4点
3 構築・搬入設置（技術点）	60点	46.7点
4 経済性（価格点）	30点	30.0点
5 追加提案（加点）	10点	0.0点
総合評価点	200点	157.9点

公立学校情報機器整備事業に係る
令和7年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務
公募型プロポーザル募集要項（iPad）

1 目的

兵庫県公立学校に整備している1人1台の学習者用コンピュータ端末（以下：端末）の更新を令和7年度から行うにあたり、企画提案競技「プロポーザル」（以下：プロポーザル）を採用することで、児童生徒や教員が安心して活用できる端末を調達できる事業者を選定するため実施するものである。

2 プロポーザルの概要

（1）名称

公立学校情報機器整備事業に係る令和7年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務公募型プロポーザル（iPad）

（2）業務内容

別紙「公立学校情報機器整備事業に係る令和7年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

（3）上限費用

1台あたり55,000円（税込）

※仕様書で、応用調達品と示す項目を除く。

（4）納品期限 仕様書に記載のとおり

※ 市町組合ごとの納品期限は仕様書別表「調達台数等一覧表」を確認すること。

（5）主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県教育の情報化推進協議会（以下「協議会」という。）

イ 事務局

兵庫県教育委員会事務局教育企画課教育情報班 間宮、織田

〒658-0081 兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目3-23（兵庫県教育委員会3階）

電話 078-362-3779（直通） FAX 078-362-4283

（6）契約の関する留意事項

端末及び付属品等の調達について、プロポーザル参加資格を有する事業者（グループを構成して提案を行う場合、グループを代表する者を「代表企業」、その他の者を「グループ構成企業」という。）から、公募により本業務に関する企画提案を受け、協議会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であるものと、各市町が随意契約を締結する。

また、プロポーザル調達業務の実施に関して、契約候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、契約内容については、企画提案を基本とし、各市町と協議の上決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次各市町と協議して決定する。

（7）プロポーザルの基本的な考え方

「購入」か「リース」の契約は、各市町の判断となる。

仕様書に対する提案、追加提案、価格等により総合的に評価する。

3 参加資格要件

提案応募者は、次の要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること
- (2) 業務の実施に当たり、協議会や関係者との打合せ等に適切に対応することができること
- (3) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ該当委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること
- (4) 次のいずれの要件も満たすこと
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
 - イ 参加資格審査書類の受付開始日から選定事業者の契約の日までの間に、全ての共同調達参加団体から指名停止を受けていない者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - オ 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、アからエまでの各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本プロポーザルの調達に参加していないこと
 - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではない者
 - キ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者でない者
 - ク リースの契約が可能、又はリース会社との連携が可能な者

4 応募手続

(1) 募集要項の配布

ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布するとともに、兵庫県教育委員会ホームページで発信する。

イ 配布期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月19日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 参加資格審査申請の受付

ア 「3 参加資格要件」について審査する。

イ 提出書類（各1部）

(ア) 参加資格申請書（様式1）

(イ) 会社概要（様式2）

(ウ) 委任状（様式3）・・・受任者を選任した場合のみ提出

(エ) グループ構成表明書（様式4）・・・グループを構成して提案を行う場合のみ提出

(オ) 業務分担予定表（様式5）・・・グループを構成して提案を行う場合のみ提出

※グループを構成して提案を行う場合は、各社分の会社概要（様式2）を提出すること。

(カ) 下記書類

※兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に基づく令和5・6・7年度兵庫県物品関係の入札参加資格者名簿に登録されている者は、下記書類に代えて、物品関係入札参加資格審査結果通知書（写）の提出でよい。

	書類名	備考
1	定款又は寄附行為の写し	原本証明不要
2	法人登記簿謄本	発行後3ヶ月以内のもの
3	納税証明書	発行後3ヶ月以内のもの（原本又は写し）
	ア 兵庫県税	・対象税目：兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く） ・兵庫県の県税事務所で発行 ※課税実績がない場合は、誓約書（様式11）を提出すること
	イ 消費税	・対象税目：消費税（消費税及び地方消費税） ・本店所在地を所管する税務署で発行
4	財務諸表 ア 貸借対照表 イ 損益計算書	直近1ヶ年のもの

ウ 受付方法

事務局あてに郵送（書留）、信書便（書留に準ずるもの）（以下「郵送等」という。）又は持参によること。

エ 受付期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月19日（木）まで（持参の場合は、県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、郵送等の場合は、令和6年12月19日（木）午後5時必着とする。

オ 参加資格審査結果の通知

令和6年12月25日（水）付けで電子メールにより通知する。

カ その他

提出した書類について、事務局が説明を求めた場合は、速やかに応じること。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次の方法により受け付ける。

ア 質問方法

所定の質疑応答様式（様式6）により、原則電子メールにより提出すること。なお、電子メールを送付したときは、電話により到着を確認すること。口頭または電話による質問及び提出期限を過ぎてからの質問は一切受け付けない。

イ 受付期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月25日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時

から午後5時まで

ウ 提出先

兵庫県教育委員会事務局教育企画課教育情報班

電子メール宛先: kyouikukikaku@pref.hyogo.lg.jp

件名: 「(質問) 令和7年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務プロポーザル(iPad)」とすること。

エ 回答方法

質問及び回答内容は、一覧表にまとめ、令和7年1月7日(火)までに質問書提出者及び参加資格申請者に対して、原則電子メールにより送付する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 応募図書の受付

ア 受付方法

応募図書を提出した者(以下「応募者」という。)は、別紙の応募図書を作成の上、期日までに事務局あてに郵送等または持参により提出すること。あわせてメールにてデータでの提出も行うこと。

イ 受付期間

令和6年11月29日(金)から令和7年1月14日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、郵送等の場合は、令和7年1月14日(火)午後5時必着とする。

ウ 辞退

参加資格申請書(様式1)提出者が、応募図書の提出を辞退する場合は、「応募辞退届」(様式10)を前述のア及びイの方法により提出すること。

エ 提出先

2(5)イに同じ。

オ その他

・提出した書類について、事務局が説明を求めた場合は、速やかに応じること。

(5) プレゼンテーション

応募者から提案についてのプレゼンテーションを受け、その内容等について審査を行う。

ア 実施日時(予定)

令和7年1月22日(水)又は1月23日(木)

※開催日時及び各参加者の開始時間は別途通知する。

※参加者の都合により変更となる場合がある。

イ 実施場所(予定)

神戸市教育会館

※詳細な実施場所については、別途通知する。

ウ 実施時間

1社につき50分(プレゼンテーション20分・質疑応答30分程度)

エ その他

- ・令和7年1月15日（水）までに書類審査の結果を通知する。提出した書類について、協議会が説明を求めた場合は、速やかに応じること。
- ・出席者は1社あたり3名までとする。なお、今回の事業に従事する予定の者を含めることとする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。その他プレゼンテーションに必要なものは、応募者が準備すること。
- ・プレゼンテーション当日は、提案する端末等の実演などが望ましい。審査委員からデモンストレーションの依頼があれば対応すること。

5 応募図書

応募図書の形式等については、下記のとおりとする。

（1）応募申込書

様式7によること。

（2）企画提案書等

- ① 原則として、A4判の用紙を用いること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。
- ② 表紙及び目次を除くほか、通し番号を付すること。
- ③ 書式は自由だが、簡素・明瞭であること。
- ④ 仕様書以外の提案部分については、そのことが分かるよう、わかりやすく記載すること。
- ⑤ 応募された企画提案の著作権は、応募者に帰属する。
- ⑥ 提案書には、「GIGA第1期」における端末の故障率への対応など提案する端末等の特徴や納入スケジュールの見通しについて特に記載すること。
- ⑦ 応募図書は電子データでも提出すること。提出先は4(3)ウへ送付すること。

（3）応募図書一覧

	書類	形式・条件	部数
ア	応募申込書	様式7	1部
イ	企画提案書	様式自由 様式8関係書類	10部
ウ	実績報告書	様式9	10部

6 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

7 当選者の選考、決定及び通知方法

（1）選考方法

当選者の選考は、審査委員会において、応募者による企画提案書等の応募図書及びプレゼンター

ションの内容により評価した技術点と、見積価格より算出した価格点、仕様書P6に記載する各市町にとって有益な追加点案を含む場合は加点を行い、最も得点の高い者を当選者とする。

なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出依頼を行うことがある。なお、下記の評価項目により、提案内容の評価する。

【評価項目】

1 基本的事項・考え方（技術点）		
1-1	納入実績	類似業務の導入実績及び技術力があるか
1-2	スケジュールについて	計画的な納入スケジュールとなっているか
1-3	柔軟性	納入前の要望に柔軟に対応できるか
1-4	プレゼンテーションの 評価	信頼できる説明及び質疑対応であったか
		資料や説明は適切か（見やすく整っているか）
2 提示品の内容（技術点）		
2-1	機能	仕様書を踏まえた構成、機能となっているか
2-2	利便性	キーボードは、使いやすさ、重量や保証サービスなど兼ね備えたものになっているか
		ソフトウェアのインストールやバージョンアップ等、利用者環境の変化に対する対策は適切か。
2-3	堅牢性	堅牢に対する工夫やMIL※規格を満たしているか
		落下や水没などの傷害をできるだけ緩和できる構造であるか
		※MIL規格はアメリカ国防総省が調達する品に対して、過酷な環境で問題なく利用できるように定められている品質基準
2-4	追加提案	仕様書以上に学校や市町組合にとって有益な提案があるか
		端末等に付随するアプリやサービスが充実しているか
3 構築・搬入設置（技術点）		
3-1	構築の方法	教育委員会・学校に負担がないよう、キitting作業が円滑に行われる作業内容となっているか。
		事前の打合せや要望に対して柔軟かつ誠実に対応できるか
3-2	トラブルの対応	搬入時や納入後の日常的な問合せや軽微な改善要求、障害（初期不良や運用時等）について対応可能な体制があるか
3-3	その他の作業支援	MDM設定など支援など柔軟に対応できる体制であるか
		年次更新に対する補助支援が適切に行えるか
3-4	柔軟性	既設のネットワーク接続に対して、「打合せ以外の内容であり対象外」という対応ではなく、できる限り誠実に対応頂ける体制であるか
3-5	搬入の体制	設置・搬入は、学校や教育委員会にとって負担にないものであるか
		導入規模に対しての適切な人員や、協力会社との連携が図れるか
4 経済性（価格点）		
4-1	基本調達品	基本調達品の価格は適切か（5.5万円の範囲内か）

（２）審査結果の発表方法

審査結果は、応募者全員に対し文書で通知する。なお、電話、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立て、質問等には一切応じない。

８ 契約の締結

- （１）協議会と当選者において、公立学校情報機器整備事業に係る令和７年度兵庫県公立学校における学習者用コンピューター式調達業務について覚書（様式12）の締結を行う。
- （２）決定した当選者と協議の上、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定（性質又は目的が競争入札にてきさないものをするとき）により各市町は契約を行う。
- （３）企画提案が原則となるが、市町組合との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、１台あたりの契約単価は各市町により異なる場合がある。企画提案の内容は、各市町と協議の上変更する場合がある。
- （４）市町は、当選者と採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細や、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、当選者から見積書を徴収し、随意契約を行う。その際、各市町の財務規則等に基づき契約を締結することとする。
- （５）基本調達品以外の応用調達品についても、市町組合で独自に導入する場合は、各市町組合の財務規則に従った上で契約を締結する。

９ その他

提案に参加する資格のない者及び参加資格審査において虚偽の申請を行った者が提案したときは、その提案を無効とする。また、協議会から参加資格を認められた者であっても、最優秀の企画提案を行った者を決定した時点において本募集要項に掲げる参加資格がない者であることが判明した場合も同様とする。

10 資料一覧

様式１ 参加資格申請書

様式２ 会社概要

様式３ 委任状

様式４ グループ構成表明書

様式５ 業務分担予定表

様式６ 質疑応答用紙

様式７ 応募申込書

様式８ 企画提案書チェックシート

様式8-1 基本調達品

様式8-2 調達品一覧

様式8-2（別紙） キーボード一覧

様式8-3 応用調達品一覧（構築・役務）

様式8-4 応用調達品一覧（修繕価格一覧）

様式8-5 ハードウェア保守

様式9 他自治体における導入実績報告書

様式10 応募辞退届

様式11 誓約書

様式12 覚書（協議会と当選者締結用）

公立学校情報機器整備事業に係る
令和7年度兵庫県公立学校における
学習者用コンピューター式調達業務
仕様書(iPad)

兵庫県教育の情報化推進協議会

I 概要説明

I 概要

(1) 調達目的

義務教育段階における１人１台端末(学習者用コンピュータ)等を、耐用年数経過による経年劣化等に伴い、令和６年度より５年間で全市町組合(全児童生徒)の更新整備を行う。

※令和６年度・令和７年度更新等は項(４)のとおり

(2) 調達方法

企画提案協議(プロポーザル)とし、本仕様にある前提条件と要望に対する提案書、プレゼンテーション、価格により充足度合いを総合的に評価する。

決定後は市町組合ごとに契約を結び、その支払いについては、「購入」または、「リース」で行うものとし、リース期間は、５年間とする。なお、保守については故意故障、自然故障も含むものとし、保守範囲外のものについては提示すること。

プロポーザル参加者は、「購入」及び「リース」それぞれの価格が明確に分かるように提案書に盛り込むこと。※リースについては、リース契約に加えて、「保守込みリース」での保守料、リース料を記載すること。

(3) 調達範囲

端末(学習者用コンピュータ)、付属品(キーボード・タッチペン)、端末管理機能(MDM)、初期設定作業、各学校への配送が基本調達品となる。

基本調達品については、全てを調達し、公立学校情報機器整備事業費補助金の¥55,000(税込)を超えないよう提案すること。

また、応用調達品については、指定の品目の価格(見積)を提示すること。

本業務における調達範囲

区分	項目	調達対象について	
		調達範囲	特記事項(調達範囲に含まない場合の扱い等)
機器等	端末 (学習者用コンピュータ)	基本調達品	仕様書に示すスペック以上のもの
	付属品	基本調達品	ハードウェアキーボードつき本体カバー ※ただしスタンド機能を有するもの
		基本調達品	タッチペン ※ただし市町組合が別途調達の場合は対象外
		基本調達品	保護フィルム ※導入は市町組合判断
		基本調達品	AC アダプタ
	端末管理機能(MDM)	基本調達品	※ただし市町組合が別途調達の場合は対象外

ソフト ウェア	Web フィルタリング	応用調達品	
	ソフトウェア	応用調達品	
保証	保証サービス	応用調達品	他のサービスとの組み合わせによって、基本調達品として対応可能にすること。 例：MDM ライセンスを既に保有している場合、保証サービスを基本調達品とするなど。
構築・役 務等	初期設定作業	基本調達品	※ただし市町組合が別途調達の場合は対象外
	各学校への配送	基本調達品	※ただし市町組合が別途調達の場合は対象外
	保管庫までの納入	応用調達品	※他のサービスとの置換によって、基本調達品として対応可能とすること。 例：保護フィルムを整備せず、保管庫までの納入を基本調達品とするなど。

※それぞれの項目について、（様式 8）関係書類に提供価格（見積）等を記載すること。

※各自治体の調達品等一覧及び各市町組合の納期は別表のとおりとする。

※各調達品において、各市町組合が調達不要とした場合は、その費用分を減額すること。

※基本調達品（端末以外）は、55,000 円の範囲内で各市町組合が選択できること。

（4） 導入予定時期 別表のとおり

（5） 構築概要

市町組合ごとのネットワーク環境に応じて、以下の作業を行う。

※ただし、市町組合が構築（キッティング）業者を別途希望する場合がある。

- ① 納入機に、地域のルールに従い管理番号を付与、シールの貼付
- ② システムの起動とネットワーク接続の設定
- ③ 標準ソフトウェア・フィルタリングソフトのインストール、設定
- ④ 学校への配布作業
- ⑤ MDM との連携設定、および端末制御、アプリ配信などの MDM 設定については、各市町組合担当者と導入業者で協議し、承認を得た上で設定を実施すること
※児童・生徒のユーザーアカウントの作成などについては要相談
- ⑥ 年次更新マニュアル/接続マニュアル/端末の復旧マニュアルの作成と配布
- ⑦ 障害等が発生した際の対応表の作成と配布
- ⑧ 法令に従い、各市町組合等から要望があれば、旧端末の下取りもしくは廃棄を行うこと。

(6) 基礎データ

① 対象地区(令和6年11月1日現在) ※オプトアウト予定自治体は除く

年度	導入地区	整備台数
令和6年度	多可町	524 台 (予備機含む)
令和7年度	尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、豊岡市 西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市 三田市、加西市、丹波篠山市、養父市 丹波市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市 たつの市、猪名川町、多可町、市川町、福崎町 神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町 新温泉町、播磨高原広域事務組合	185,244 台 (予備機含む)
令和8年度	西宮市、相生市、赤穂市、小野市、加東市 豊岡市、丹波篠山市	56,608 台 (予備機含む)
令和9年度	加東市(予定)	
令和10年度	加東市(予定)	

※ 本表は、更新端末のOSによる区分は行っていない。

※ 予備機は全体の15%範囲内で、整備年度及び台数は未定(各市町組合の判断)

※ 更新年度を複数年で計画しているオプトアウト予定自治体が今後、本調達に参加する場合もある。

② 学校数

- (ア) 公立小学校 415 校 (うち令和7年度 328 校)
- (イ) 公立中学校 182 校 (うち令和6年度 3 校、令和7年度 143 校)
- (ウ) 県立中学校 1 校 (うち令和7年度 0 校)
- (エ) 義務教育学校 3 校 (うち令和7年度 2 校)
- (オ) 特別支援学校(小学部・中学部) 11 校 (うち令和7年度 9 校)
- (カ) 中等教育学校(前期課程) 1 校 (うち令和7年度 0 校)

③ 本事業調達数

本事業で調達する自治体は令和6, 7年度の市町組合が対象となる。

④ 調達総数(5カ年合算)

学習者用コンピュータ数: 242,376 台予定 (予備機含む)

(7) その他

- ① 物品はすべて新品であること。
- ② リースの場合、5年間の賃貸借期間が満了した際の物品の取扱(無償譲渡または引上げについて)は、市町組合との協議になる。
- ③ 機器はOSにつき同一の品であることを基準とする。
- ④ 機器については1年間のメーカー保証をつけること。

2 スペック要件

(1) Apple 製 iPad 第 10 世代

OS	iPadOS
CPU	A14 Bionic チップ以上
ストレージ	64GB 以上
画面	10.9 インチ、タッチパネル
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること(キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない)
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有していること 接続するキーボードにてマイク・ヘッドフォン端子を準備することも可。 (マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応)
外部接続端子	USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを 1 つ以上有していること
重さ	1.2kg を超えないこと(本体及びハードウェアキーボードケース込み)
周辺機器	ハードウェアキーボード (ただしスタンド機能を有するもの) ・ iPad 第 10 世代に対応した Type-C 有線キーボード(JIS かな配列準拠)を標準で備えていること ・ 標準で 3.5mm ステレオミニ×1、給電用 PD Type-C ポート×1 を備えていること ・ 収納可能なペンホルダを標準で備えていること ・ MIL-STD-810G, MIL-STD-810H どちらかに準拠、耐衝撃性クッション構造の製品であること。 ・ タッチペンの取り出し/収納が可能なペンホルダを標準で備えていること ・ ケースを装着したまま全てのインターフェースが使用できること。 ・ メーカー標準保証でケース部分：1 年、キーボード部分：5 年以上が付与されている製品であることが望ましい。 ※その他のハードウェアキーボードについては、基本調達品及び応用調達品にかかわらず、それぞれを業者にて提案すること。 ※(2)ハードウェアキーボード(参考品)に示す参考品は、必ず市町組合が選択できるようにすることが望ましい。(参考品以外の提案も可とする。) タッチペン 画面フィルム プラスチック素材が望ましい。(画面への貼付作業を含むこと)
端末管理機能	インヴェンティット製：mobiconnect(5 年) Jamf 製：Jamf Pro(5 年)

(2) ハードウェアキーボード（参考品）

メーカー	製品名
エムディーエス	MDS-UCKCIPG10BK
ロジクール	Rugged Combo4
STM GOODS（エスティーエム グッズ）	STM Dux キーボード一体型ケース USB-C（第10世代 iPad 用）日本語配列
エレコム	KEY PALETT0 Folio
a-freak	iPad 第10世代イヤホンジャック付キーボード一体型ケース（有線接続）
Brenthaven	Rugged キーボードケース iPad10.9

(3) ソフトウェア・付属品・役務（応用調達品）

区分	製品名
Web フィルタリングソフト（設定含む）	i-FILTER@Cloud GIGA スクール版
Web フィルタリングソフト（設定含む）	Cisco Umbrella
Web フィルタリングソフト（設定含む）	ALSI Inter Safe WebFilter
Web フィルタリングソフト（設定含む）	Jamf セーフインターネット
学習支援ツール	SKYMENU Cloud
学習支援ツール	メタモジ
学習支援ツール	ミライシード
学習支援ツール	ロイロノート
学習 e ポータル	Qubena
学習 e ポータル	まなびポケット
学習 e ポータル	L-Gate
タッチペン	Apple 製：Apple Pencil
タッチペン	MDS 製：MDS-TPAP02WH
役務(保証)	端末等に対する保証
役務	保管庫までの納入
役務	旧端末の下取りもしくは廃棄
その他	提案

※ 提案書の書式は自由。単価・ボリューム価格など、販売形態に応じた提案書及び見積書の作成を行うこと。

※ その他の事業者独自の提案については、基本調達品内か、応用調達品かを明確に区分して記載すること。

※ 基本調達品において、タッチペンなど仕様書 p4 の 2 に示す「スペック要件」以上の提案や応用調達品の一部を基本調達品のなかを含む等、各市町にとって有益な追加提案を含む場合は加点する。

※ 応用調達品については一覧表を提案資料として示すこと。

- ※ 応用調達品が、すべて採用されるものではない。台数により価格が変わる場合は、それに
応じた価格の提示も提案資料に含めること。
- ※ 提案する機種のア C アダプタ、タッチペンの追加購入時の単価を記載すること。

3 提案書の要件

- (1) 会社概要
- (2) 企画提案書※提案機器の詳細/アピールポイント/ソフトウェアの提案
- (3) 構築や納入の体制及びスケジュール/構築・運用時のサポート内容（年次更新マニュアルの作成等）
- (4) 機器・ソフトウェア・構築/役務の価格(見積)

II 構築に係る具体的な要件

I 設計業務

- (1) MDM 設計
 - ・ 市町組合の要求に合わせた MDM 新規構築(または既存 MDM の設定変更)
 - ・ 今回調達する端末を既存端末と同様の環境で使えるようにするために、MDM において既存環境から設定変更する必要がある場合は、各市町組合及び既存の運用保守業者も含めた 3 者で協議の上、決定し実施すること。設定変更後、各市町組合及び既存の運用保守業者への引継ぎを行うこと。

(2) 施工業務

- ① Wi-Fi 及びインターネットの接続確認
- ② 端末の初期設定、キッティング(ホスト名の設定、テプラ貼り付け、アプリインストール確認等)
- ③ 学習 e ポータル(まなびポケット、L-gate、Qubena、実証用 e-ポータル等)の設定
※設定作業は基本調達と応用調達で費用が明確に区分できるようにすること
- ④ 各学校までの配送、旧端末の下取りもしくは廃棄
- ⑤ 納品時に発生する廃材(段ボール、緩衝材等)の廃棄
- ⑥ 管理・運用・アカウントの維持に当たっての実施手順の設計
- ⑦ トラブルに備えた事業継続性の提案
- ⑧ ネットワーク接続(MDM 登録作業)
- ⑨ 施工管理(実施工程表、施工計画書の作成、進捗報告)
- ⑩ 総合運用試験(構築した環境での総合的な運用試験)

※なお、各学校での作業時間は原則開校日の 8 時 30 分～17 時 00 分とし、納品時に発生する廃材(段ボール、緩衝材等)の廃棄等もこの時間内に実施することとする。具体的なスケジュールや手順書を予め提出し、納入予定の市町組合の了解を得ること。

※ 検証端末(ひな型)の作成を実施し、起動・動作確認・無線接続については、市町組合が指定する場所で確認を実施すること。

※ 施工業務の詳細については、各市町組合及び既存の運用保守業者も含めた 3 者で協議の上、決定し実施すること。

(3) 保守業務 ※応用提案

① 廃棄端末のデータ消去

廃棄端末のデータ消去を行い、証明書を発行することとし、1台あたりのデータ消去費用を提示すること。

なお、学校単位、端末台数等でボリュームディスカウントがあり費用が異なる場合はそれも含め提示すること

② ハードウェア保守

ハードウェア保守費を提示するとともに、具体的な保守内容を提示すること。

なお、ハードウェア保守は、センドバック方式も可とするが、修理費用、配送費用、出張旅費等も含むこと。

③ ハードウェア修繕

学習者用コンピュータで発生頻度が多いと思われる以下の項目についてそれぞれについて費用を提示すること。

ヒンジ破損、システムボード交換、カメラ破損、液晶パネル交換、バッテリー交換

なお、送料や検査料が別途必要な場合、それも含めること。

また、見積のみで費用が発生する場合はその費用も明記すること。

(4) ネットワーク要件

① 設置場所

既設のネットワークに接続することを基本とする。ただし、既存のネットワークに市町独自のセキュリティ対策を講じている場合は、教育委員会及び既存の運用保守業者も含めた3者で協議の上、通信できる状態にまで設定を行うこと。

② アドレス体系

IPv4およびIPv6(ULA)にて、市町組合単位で一意的なIPアドレス設計とする

③ 論理構成

各学校に設置するためのIPアドレス体系の設計については、市町組合の承認を必要とする。機器設置を含めた関係機関との調整及び打合せが必要となるため、打合せ会の出席及び必要な資料の準備を行うこと。

Ⅲ サービス要件

1 サービス要件について

- (1) 運用開始年度については、試行運用向けに操作研修や、本番運用後に各市町組合からの集合研修等の参加希望がある場合は、それらの要望に応じること。
- (2) MDMの管理助言を行うこと。
- (3) 納品時、教育委員会・各学校へホスト名・シリアル番号を記載した機器一覧表を提出すること。

2 運用要件

- (1) 本仕様書に何らかの疑義が生じた場合や、本仕様書に記載のない事項は、兵庫県教育の情

報化推進協議会事務局（兵庫県教育委員会教育企画課教育情報班）、納入予定の市町組合及び受託事業者が別途協議の上、決定するものとする。

- (2) 設定のタイミングで、最新のセキュリティパッチ適用の予防保守を実施すること。
- (3) 市町組合の依頼に応じて、学校が解決困難なトラブルなどに対して、依頼がある場合は MDM 設定等の支援を行うこと。
- (4) 今回の導入端末のセキュリティインシデントについても市町組合の相談にできる限り応じること。
- (5) 運用課題や問題点等に対する改善策があれば助言をすること。
- (6) 導入、構築を請け負った範囲に関して、障害が発生した場合は、必要に応じ MDM 設定等を実施すること。
- (7) 導入機器および MDM 設計にかかわる障害発生時は、受託業者の責任として、導入の市町組合や学校現場の教職員への負担をかけずに最後まで対応すること。なお、障害対応結果は、書面にて報告書を導入した市町組合に提出すること。
- (8) 対応時間は開校日の 8 時 30 分～17 時 00 分とする。（時間については、別途市町組合と協議を行うこと）
- (9) 受託事業者は、各市町組合に対し、次期更新時に必要なデータ及び情報を全て引き渡すこと。引き渡すデータについては、各市町組合担当者と協議すること。
- (10) 納入機器については次期入替えまで修理対応を行うこと。

※無償での対応を希望するものではなく、修理費用・出張費は納入自治体との協議とする。

3 会議・打合せ等への出席について

導入市町組合の依頼に応じて、障害報告や事後対策会議等の打合せに参加すること。また導入市町組合が必要と判断した会議・打合せについても参加すること。この、会議費や出張旅費は請求しないこと。

IV その他の要件

1 導入要件全般

本事業で取り扱う情報資産の機密性・完全性・可用性を確保すること。

2 配送・設置・接続

機器の設置に関しては、採択後に、関係部署を交えた協議を実施し詳細を決定するものとする。

3 参加資格 実施要領のとおり

4 調達台数

- ・ 本プロポーザルに伴う契約は、本共同調達の対象市町組合とおこなうこと。なお、当該市町組合の議会において議決を得たときに、本プロポーザル結果としての効力を生ずるものとし、予算が否決された場合は、契約行為について効力は発生しないものとする。

- ・ 台数については、令和6年11月1日現在の見込数量であるため変動することが予想されます。
- ・ 業者決定後は、契約は教育委員会毎に契約することとする。また、事前に確認した上で納品すること。
- ・ 契約時の台数の増減に対して、本事業で決定した内容を同じ単価で対応すること。
- ・ 変更になる場合は、兵庫県教育の情報化推進協議会事務局、納入予定の市町組合及び受託事業者が別途協議の上、決定するものとする。

V 提出物

1 提出項目(企画提案時) 実施要領のとおり

(様式8)「企画提案書チェックシート」に示す項目に沿った企画提案書を提出すること。ただし、(様式8)見積書(基本調達品・応用調達品)、(様式9)他自治体における導入実績は、企画提案書とは別に提出すること。

2 納入後の提出物

- (1) 導入したハードウェア及びソフトウェアの一覧
- (2) ハードウェアの設置先及び製品型番・製造(シリアル) 番号のリスト
- (3) ソフトウェアのパッケージ又はライセンス(学校には置かないこと)
- (4) 設計情報(完成図書)
- (5) ソフトウェア等の操作マニュアル
※ソフトウェア操作マニュアルは児童生徒用も含め作成すること
- (6) 連絡体制図
- (7) サポート体制図

VI その他

1 審査の方法等

審査の方法は、企画提案書、プレゼンテーションの内容に価格を加え総合的に行う。
なお、プレゼンテーション開催の日時・場所等の詳細は別途通知する。

別表 調達台数等一覧表 (iPad)

	自治体名	納品期限		整備台数 (予備機除く)	予備機	既存MDM	MDM	初期設定作業	支払区分
1	尼崎市	令和7年	8月 末	46	24	jamf pro	jamf pro	○	未定
2	芦屋市	令和7年	8月 末	5,971	40	jamf pro	jamf pro	○	購入
3	三木市	令和7年	8月 末	4,858	485	-	jamf pro	○	購入
4	丹波篠山市	令和7年	8月 末	32	4	-	jamf pro	○	購入
5	朝来市	令和7年	8月 末	1,311	196	mobiconnect	jamf pro	○	購入
6	淡路市	令和7年	8月 末	653	7	jamf pro	jamf pro	○	購入
7	養父市	令和7年	9月 末	1,617	242	Microsoft Intune	jamf pro	○	リース
8	川西市	令和7年	10月 末	10,888	1,634	Microsoft Intune	jamf pro	○	購入
9	伊丹市	令和7年	12月 末	16,151	2,180	mobiconnect	mobiconnect	○	購入
10	豊岡市	令和7年	12月 末	1,964	39	CEU	jamf pro	○	購入
11	三田市	令和7年	12月 末	8,660	0	mobiconnect	jamf pro	○	リース
12	宍粟市	令和7年	12月 末	2,278	341	CEU	jamf pro	○	購入
13	明石市	令和8年	2月 末	25,613	3,841	mobiconnect	mobiconnect	○	リース
14	宝塚市	令和8年	3月 末	21	3	Microsoft Intune	Microsoft Intune	○	リース
計				80,063	9,036				

芦屋市教育委員会 GIGA 第2期 学習者用及び指導者用端末の調達仕様書

1 目的

芦屋市教育委員会が整備している GIGA 第2期 学習者用及び指導者用端末（iPad）全台の更新を行うもの。

2 調達内容

区分	項目	調達対象について		
		製品名等	特記事項	備考
機器等	端末 (学習者用コンピュータ)	iPad (第 11 世代)	AC アダプタを含む	基本調達品
	付属品	プリンストン 製キーボード 付き保護ケース	ハードウェアキーボード つき本体カバー ※スタンド機能を有する もの	応用調達品
		アーテック製 タッチペン		別途調達
	端末管理機能(MDM)	Jamf Pro	「4 MDM 設計」参照	基本調達品
構築・役 務等	初期設定作業		「5 構築・役務等設計」 参照	基本調達品
	各学校への配送			

3 機器等仕様（iPad 11 インチ A16 モデル参考）

OS	iPadOS
CPU	A16 チップ以上
ストレージ	128GB 以上
画面	11 インチ、タッチパネル
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること(キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない)
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること。 接続するキーボードにてマイク・ヘッドフォン端子を準備することも可。 (マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応)
外部接続端子	USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること。
重さ	1.2kg を超えないこと(本体及びハードウェアキーボードケース込み)。
周辺機器	ハードウェアキーボード (ただしスタンド機能を有するもの)
	・ iPad 第 11 世代に対応した Type-C 有線キーボード(JIS かな配列準拠)を標

	準で備えていること。 ・標準で 3.5mm ステレオミニ×1、給電用 PD Type-C ポート×1 を備えていること。 ・MIL-STD-810G, MIL-STD-810H どちらかに準拠、耐衝撃性クッション構造の製品であること。 ・タッチペンの取り出し/収納が可能なペンホルダを標準で備えていること。 ・ケースを装着したまま全てのインターフェースが使用できること。 ・メーカー標準保証でケース部分：1 年、キーボード部分：5 年以上が付与されている製品であることが望ましい。
	タッチペン
端末管理機能	Jamf 製：Jamf Pro(5 年)

4 MDM 設計

以下のことを、必要に応じて協議を行ったうえで設計すること。

- ・芦屋市の既存 MDM の設定確認
- ・芦屋市の要求に合わせた既存 MDM の設定変更
- ・今回調達する端末を既存端末と同様の環境で使えるようにするために、MDM において既存環境から設定変更する必要がある場合は、芦屋市及び既存の運用保守業者も含めた 3 者で協議の上、決定し実施すること。設定変更後、芦屋市及び既存の運用保守業者への引継ぎを行うこと。

5 構築・役務等設計

以下のことを、必要に応じて協議を行ったうえで設計すること。

- ・Wi-Fi 及びインターネットの接続確認
- ・端末の初期設定、キッティング(ホスト名の設定、テプラ貼り付け、アプリインストール確認等)
- ・学習 e ポータル (L-gate) の設定
- ・各学校までの配送
- ・納品時に発生する廃材(段ボール、緩衝材等)の廃棄
- ・管理・運用・アカウントの維持に当たっての実施手順の設計
- ・トラブルに備えた事業継続性の提案
- ・ネットワーク接続(MDM 登録作業)
- ・施工管理(実施工程表、施工計画書の作成、進捗報告)
- ・総合運用試験 (構築した環境での総合的な運用試験)

※なお、各学校での作業時間は原則開校日の 8 時 30 分～16 時 45 分とし、納品時に発生する廃材(段ボール、緩衝材等)の廃棄等もこの時間内に実施することとする。具体的なスケジュールや手順書を予め提出すること。

※検証端末(ひな型)の作成を実施し、起動・動作確認・無線接続については、芦屋市が指定する場所で確認を実施すること。

※施工業務の詳細については、芦屋市及び既存の運用保守業者も含めた 3 者で協議の上、決定

し実施すること。

6 調達台数

- (1) 学習者用端末（小学校児童分）：4,231 台
- (2) 学習者用端末（中学校生徒分）：1,566 台
- (3) 指導者用端末（小中学校配布対象者分）：302 台（検証用端末 6 台を含む）
- (4) 予備機（学習者用端末設定）：40 台
- (1) ～ (4) 合計 6,139 台

台数等一覧

学校名	住所	電話番号	台数（学習者用⇒学、指導者用⇒指）
芦屋市立 精道中学校	芦屋市南宮町 9 番 7 号	0797-32-1121	学：725 台 指：36 台
芦屋市立 山手中学校	芦屋市三条町 3 9 番 1 0 号	0797-32-1122	学：486 台 指：30 台
芦屋市立 潮見中学校	芦屋市潮見町 2 0 番 1 号	0797-34-1601	学：355 台 指：23 台
芦屋市立 精道小学校	芦屋市精道町 8 番 2 5 号	0797-32-1111	学：657 台 指：29 台
芦屋市立 宮川小学校	芦屋市浜町 1 番 9 号	0797-32-1112	学：620 台 指：27 台
芦屋市立 山手小学校	芦屋市山手町 8 番 3 号	0797-32-1113	学：605 台 指：26 台
芦屋市立 岩園小学校	芦屋市岩園町 2 3 番 4 1 号	0797-32-1114	学：755 台 指：34 台
芦屋市立 朝日ヶ丘小学校	芦屋市朝日ヶ丘町 1 0 番 1 0 号	0797-32-1115	学：297 台 指：17 台
芦屋市立 潮見小学校	芦屋市潮見町 1 番 2 号	0797-34-0721	学：554 台 指：23 台
芦屋市立 打出浜小学校	芦屋市新浜町 8 番 2 号	0797-23-4581	学：435 台 指：22 台
芦屋市立 浜風小学校	芦屋市浜風町 1 番 1 号	0797-23-4591	学：308 台 指：16 台
打出教育 文化センター	芦屋市打出小槌町 1 5 番 9 号	0797-38-7130	検証用：6 台 予備機：40 台 指：13 台

7 納品期日

令和8年1月30日（金）

8 基本要件

- （1）6の（1）～（4）の機種・型番は全く同一であること。
- （2）物品はすべて新品であること。
- （3）機器はOSにつき同一の品であることを基準とする。
- （4）機器については1年間のメーカー保証をつけること。
- （5）初期不良・修理対応は、メーカーが設置している日本国内サポート拠点にて行うこと。
- （6）令和7年12月19日（金）までに、検証用端末6台（学習者用端末設定3台、指導者用端末設定3台）を打出教育文化センターに納品すること。

9 備考

- （1）当該契約に当たっては、芦屋市契約規則第28条に規定する仮契約とし、市議会の議決を得たときに本契約と読み替える。
- （2）市議会において議決が得られないときは、仮契約は無効とするが市は一切損害賠償の責めは負わない。
- （3）落札決定後市議会の議決までの間に、落札者が公募型プロポーザル（共同調達）募集要項3参加資格要件（4）のア、イ又はウに該当することになったときは、仮契約を締結しない。この場合において、仮契約を締結しているときは仮契約を解除し、本契約の締結をしない。